|  |
| --- |
| **防火設備の点検方法、判定基準** |
| **防火設備の点検は、別表（い）欄に掲げる項目に応じ、それぞれ別表（ろ）欄、（は）欄に掲げる点検事項・方法により、別表(に)欄にかかげる基準に従い、是正の必要性等を判断すること。**  **別表　防火設備の点検の項目及び項目ごとの点検方法等** |

| **番号** | **(い)点検項目** | | **（ろ）点検事項** | **(は)点検方法** | **点検手法** | **(に)判定基準** |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **(1)** | **防火扉** | **設置場所の周囲状況** | **閉鎖の障害となる物品の放置の状況** | **目視により確認する。** | **防火扉の軌跡の範囲内に物品が置かれていたりしないか目視により確認する。** | **物品が放置されていることにより防火扉の閉鎖に支障があること。** |
| **(2)** | **扉、枠及び金物** | **扉の取付けの状況** | **目視又は触診により確認する。** | **防火扉を閉鎖させて、取付けの状況を目視及び触診により確認する。閉鎖時に扉のぐらつきや振動を確認する。また、扉表面部材に浮きがないか目視により確認する。**  **枠の取付けの状況やひずみについても、目視、触診により確認する。**  **吊金具、錠前、閉鎖装置などの金具についても、ぐらつきなどがないか、目視、触診により確認する。** | **取付けが堅固でないこと。** |
| **(3)** | **扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況** | **目視により確認する。** | **防火扉を閉鎖させて、枠と扉、金物に著しい腐食がないか、また塗料による固着はないか、劣化や損傷、維持管理の状況を目視により確認する。**  **金物は錠前、吊金具、閉鎖装置など様々なところで使用されているため、それぞれについて劣化や損傷がないか確認する。金物に劣化や損傷、塗料による固着が発生していると、閉鎖できない場合があるので確認する。**  **気密材が劣化・損傷している場合、閉鎖後、枠と扉に隙間が発生する場合があり、遮炎性能又は遮煙性能に支障が出るため、気密材の状態も目視により確認する。** | **変形、損傷又は著しい腐食があること。** |

| **番号** | **(い)点検項目** | | **（ろ）点検事項** | **(は)点検方法** | **点検手法** | **(に)判定基準** |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **(4)** | **防火扉** | **危害防止装置** | **作動の状況** | **扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。** | **1)　防火扉の運動エネルギーと閉鎖力の目安**  **「防火設備定期検査業務基準　（一財）日本建築防災協会　編集・発行」P79～P81参考のこと。**  **2)　運動エネルギーの算出方法**  **運動エネルギー=(1/2)MV²　　ここでMは扉の質量(kg)、Vは速度(m/s)である。**  **扉の質量の測定は実際には不可能であるため、扉の面積1㎡につき40kgで計算する。**  **速度は、戸先（吊り元と反対側の端部）の円周に沿った距離(m)を、最大に開放した状態から手を放して閉鎖するまでの時間(秒)で除して求める。**  **3)　閉鎖力の測定**  **閉鎖時に人の頭が挟まれる危険性のある20～30cm手前の位置に戸先がある状態での引張力をテンションゲージ（ばね秤など）又はプッシュプルゲージ等を使用して測定する。** | **運動エネルギーが10ジュールを超えること又は閉鎖力が150ニュートンを超えること。** |
| **(5)** | **連動機構** | **煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器** | **設置位置** | **目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。** | **目視により煙感知器及び熱煙複合式感知器の設置位置、外観に異常がないことを確認する。設置位置は、必要に応じて鋼製巻尺等により壁及び天井面からの距離を測定する。** | **煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。** |
| **(6)** | **連動機構** | **煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器** | **感知の状況** | **(16)の項又は(17)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。** | **"熱感知器には加熱試験器、煙感知器（スポット型）には加煙試験器、煙感知器（分離型）には滅光フィルター、熱煙複合式感知器には加熱試験器及び加煙試験器を使用し、作動の状況を確認する。感知器が作動すると感知器の確認灯が点滅又は点灯する。試験開始から感知器が下表に示す時間以内で作動することを確認する。遠隔試験機能付感知器の試験にはメーカーが指定する外部試験器を使用すること。**  **なお、「(16)及び(17)の項の総合的な作動の状況」で使用する感知器は、本検査項目の内容を(16)及び(17)の項で確認する。**  **連動用感知器を作動させた時、連動制御器で連動する防火扉の制御区域表示番号を確認する。または、連動制御器の連動表で防火扉の制御区域表示番号を確認する。** | **適正な時間内に感知しないこと。** |
| **(7)** | **温度ヒューズ装置** | **設置の状況** | **目視により確認する。** | **温度ヒューズに油脂、埃、塗料などが付着していないか又は温度ヒューズがなく針金などで固定されていないか目視により確認する。** | **温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。** |  |  |  |
| **(8)** | **連動制御器** | **スイッチ類及び表示灯の状況** | **目視により確認する。** | **スイッチ類の操作及び感知器、自動閉鎖装置の作動状況を正常に表示することを確認する。**  **スイッチ類及び表示灯の確認は「(6)煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の感知の状況」など他の点検項目を実施しながら確認すること。** | **スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。** |
| **(9)** | **結線接続の状況** | **目視又は触診により確認する。** | **連動制御器の扉を開け配線状況を目視及び触診して確認する。外部配線接続用端子部に接続してある外部配線に緩みがないことを触診して確認すること。**  **端子部に錆等が発生していないことを目視により確認する。** | **断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。** |
| **(10)** | **連動機構** | **連動制御器** | **接地の状況** | **回路計、ドライバー等により確認する。** | **連動制御器の扉を開け接地端子に錆、配線の緩み、接触不良がないことを回路計、ドライバー等で確認する。**  **端子の緩みについては、ドライバーで確認する。また、接地端子と筐体の導通を回路計で確認する。** | **接地線が接地端子に緊結されていないこと。** |
| **(11)** | **予備電源への切り替えの状況** | **常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。** | **連動制御器の交流電源スイッチをOFF側にし、常用電源が遮断され予備電源に切り替わることを確認する。** | **自動的に予備電源に切り替わらないこと。** |
| **(12)** | **連動機構用予備電源** | **劣化及び損傷の状況** | **目視により確認する。** | **連動制御器内にある予備電源（NiCd蓄電池）の外観の状態を確認する。** | **変形、損傷又は著しい腐食があること。** |
| **(13)** | **容量の状況** | **予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。** | **使用している予備電源が製品表示銘板に記載されたしようと一致していることを確認する。**  **連動制御器の操作部にある予備電源の試験スイッチを操作し、連動制御器の回路電圧計、回路電圧灯などにより確認する。** | **容量が不足していること。** |
| **(14)** | **自動閉鎖装置** | **設置の状況** | **目視又は触診により確認する。** | **防火扉の自動閉鎖装置はラッチ式や上枠内蔵式などがある。ラッチ式自動閉鎖装置は、防火扉の壁側表面に扉保持用フックが設置され、防火扉の収納された枠の壁などの部分にラッチ部が設置されるので、開放された防火扉を手で閉じると自動閉鎖装置を見ることができる。**  **上枠内蔵式自動閉鎖装置は防火扉の上部に設置されており、戸袋側上枠内蔵部は戸袋枠の上部の枠内に内蔵され、防火扉の上面には受け金具が設置される。開放された防火扉を手で閉じると戸袋側上枠内蔵部の見え掛かり面を見ることができる。**  **防火扉が上下で分割されている場合が有り、上部の防火扉が人の背丈よりも高い位置に設置されている場合には、自動閉鎖装置を容易に目視できるよう足場を用意する。** | **取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。** |
| **(14)** | **連動機構** | **自動閉鎖装置** |  |  | **取付け状況は、自動閉鎖装置の固定ボルトの緩みを目視で確認し、触診によりぐらつきの有無を確認する。劣化の状況は、外観の変形や、損傷状況、腐食状況を目視で確認する。** |  |
| **(15)** | **再ロック防止機構の作動の状況** | **閉鎖した防火扉を、連動制御器による復旧操作をしない状態で閉鎖前の位置に戻すことにより、作動の状況を確認する。** | **自動閉鎖装置を作動させた後、連動制御器による復旧操作前に閉鎖状態の扉又は閉鎖途中にある扉を、手で閉鎖前の場所に戻したとき、再び自動閉鎖することを確認する。**  **通常は、自動閉鎖装置は、再ロックしない構造となっているが、機構部の故障などで再ロックする場合があるので確認する。** | **防火扉が自動的に再閉鎖しないこと。** |
| **(16)** | **総合的な作動の状況** | | **防火扉の閉鎖の状況** | **煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火扉（(17)の項の点検が行われるものを除く。）の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも1以上の防火扉について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況 を確認する。** | **要是正**  **①防火扉が正常に閉鎖しないこと。**  **（感知器作動しないこと、連動制御器が作動しないこと、自動閉鎖装置又は手動閉鎖装置が作動しないこと、予備電源が適切に電源を供給しないことなど。）**  **②連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。**  **（感知器を設置している場合に限る）** | **防火扉が正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。** |
| **(17)** | **防火区画（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。）の形成の状況** | **当該区画のうち1以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火扉の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。** | **要是正**  **①防火扉が正常に閉鎖しないこと。**  **（感知器作動しないこと、連動制御器が作動しないこと、自動閉鎖装置又は手動閉鎖装置が作動しないこと、予備電源が適切に電源を供給しないことなど。）**  **②連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。**  **（感知器を設置している場合に限る）**  **③防火区画が適切に形成されないこと。**  **（対象となる防火扉が一斉に閉鎖しないこと。）** | **防火扉が正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が正常に点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。** |

| **番号** | **(い)点検項目** | | **（ろ）点検事項** | **(は)点検方法** | **点検手法** | **(に)判定基準** |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **(1)** | **防火シャッター** | **設置場所の周囲状況** | **閉鎖の障害となる物品の放置の状況** | **目視により確認する。** | **防火シャッターの降下面内に物品が置かれていたり、配管は配線が通過していないか目視により確認する。** | **物品が放置されていることにより防火シャッターの閉鎖に支障があること。** |
| **(2)** | **駆動装置（(2)の項から(4)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。）** | **軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況** | **目視、聴診又は触診により確認する。** | **軸受部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の固定ボルトが緩んでいないか、目視又は触診により確認する。**  **シャッター開閉時に軸受部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機にぐらつき、捩じれ、歪みがないか目視により確認し、異音、振動が発生していないか聴診により確認する。** | **取付けが堅固でないこと。** |
| **(3)** | **スプロケットの設置の状況** | **目視により確認する。** | **開閉機側と巻取りシャフト側のスプロケットが一直線上にあり、心ずれしていないことを確認する。** | **巻取りシャフトと開閉機のスプロケットに心ずれがあること。** |
| **(4)** | **軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況** | **目視、聴診又は触診により確認する。** | **軸受部のブラケットの状態を目視により確認する。**  **ベアリング及びスプロケット又はロープ車の摩耗による異常音、振動がないか聴診又は触診により確認する。** | **変形、損傷、著しい腐食、異常音又は異常な振動があること。** |
| **(5)** | **ローラチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況** | **目視、聴診又は触診により確認する。** | **ローラチェーンの腐食は目視により確認し、触診によりたるみや固着を確認する。**  **シャッター開閉時に、ローラチェーンの異常な振動音や歯飛びを聴診又は目視により確認する。**  **ワイヤロープの折れ、素線の断線によるささくれがないか目視又は触診により確認する。** | **腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること。** |

| **番号** | **(い)点検項目** | | **（ろ）点検事項** | **(は)点検方法** | **点検手法** | **(に)判定基準** |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **(6)** | **防火シャッター** | **カーテン部** | **スラット及び座板の劣化等の状況** | **防火シャッターを閉鎖し、目視により確認する。** | **シャッターカーテンを閉鎖させて、変形、損傷がないか目視により確認する。なお、劣化状況については、著しい腐食や座板固定ねじの欠落がないか目視により確認する。**  **また、スラットの片流れについても目視により確認する。**  **スラットの固着の状況については、シャッターカーテンが全開の状態において、連動制御器又は感知器により作動させて、シャッターカーテンを閉鎖させるときに、目視により確認する。** | **スラット若しくは座板に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又はスラットに片流れ若しくは固着があること。** |
| **(7)** | **吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況** | **目視又は触診により確認する。** | **シャッターカーテンを閉鎖させて固定の状況（変形、損傷がないか）を目視により確認する。なお、劣化状況については、著しい腐食がないか目視により確認する。**  **防火シャッターは全開もしくは半開の状態では巻取りシャフトに巻き取られたシャッターカーテンによって遮られて吊り元を見ることができないため、全閉状態であることを確認の上、点検を実施する。防火シャッターの吊り元は、シャッターカーテンの最上部に設置されているが、シャッターの開口幅によって、設置個所数が異なり、一般に開口幅の大きい方が、設置個所が多くなる。**  **検査する場合は、状況に応じて、ケース板をずらすかケース板を一部外すなどをする。ケース内が暗い場合があるので、吊り元を電灯などで照らすなどして、その状況を確認する。**  **なお、点検終了後は、ケースを元の位置に戻し確実に復帰措置を行う。** | **変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。** |

| **番号** | **(い)点検項目** | | **（ろ）点検事項** | **(は)点検方法** | **点検手法** | **(に)判定基準** |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **(8)** | **防火シャッター** | **ケース** | **劣化及び損傷の状況** | **目視により確認する。** | **ケースの全面について、変形、損傷や脱落、外れ、隙間がないことを目視により確認する。また、天井がある場合には、天井点検口を開いて状況を確認する。**  **ケースは丸形や角形があり、天井内にある場合と、天井がなく露出の状態にある場合とがある。ケースの検査に際しては、足場を確保し、ケースの全面が目視できるようにする。** | **ケースに外れがあること。** |
| **(9)** | **まぐさ及びガイドレール** | **劣化及び損傷の状況** | **目視により確認する。** | **まぐさは、開口部の上端にあるため、一般に足場を用意して、その近くで目視により確認する。**  **ガイドレールは、床から開口上端まであるので、下部を検査するときには足場は必要ないが、上端周辺を検査するときには、足場を用意する。**  **ガイドレールは、表に露出した部分のみならず、溝部分も確認する。**  **特に溝の下部には、閉鎖の支障となる障害物が溜まっている場合が有るので確認する。**  **ガイドレールはステンレス製と鋼製とがあるが、鋼製については特に下部の腐食状況を確認する。** | **まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。** |
| **(10)** | **危害防止装置** | **危害防止用連動中継器の配線の状況** | **目視により確認する。** | **危害防止用連動中継器の扉を開け、配線に劣化、損傷や脱落があるかを目視により点検する。**  **（留意事項）**  **・危害防止用連動中継器の配線の状況の点検を行う場合は、感電の恐れを回避するために電源をOFFにすること。** | **劣化、損傷又は脱落があること。** |
| **(11)** | **危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況** | **目視により確認する。** | **危害防止用連動中継器は、火災時に連動制御器や手動閉鎖装置からの作動信号を受けて自動閉鎖装置に電源を供給する装置であり、予備電源は停電時でも電源を供給するためのものである。これらが正常に作動しないと、火災時に防火シャッターが閉鎖しない状況が発生するので、危害防止装置用予備電源が劣化や損傷していないかを点検する。** | **変形、損傷又は著しい腐食があること。** |

| **番号** | **(い)点検項目** | | **（ろ）点検事項** | **(は)点検方法** | **点検手法** | **(に)判定基準** |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **(12)** | **防火シャッター** | **危害防止装置** | **危害防止装置用予備電源の容量の状況** | **予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。** | **危害防止用連動中継器は、火災時に連動制御器や手動閉鎖装置からの作動信号を受けて自動閉鎖装置に電源を供給する装置であり、予備電源は停電時でも電源を供給するためのものである。これらが正常に作動しないと、火災時に防火シャッターが閉鎖しない状況が発生するので、予備電源試験スイッチ等を操作して予備電源容量が不足していないかを点検する。** | **容量が不足していること。** |
| **(13)** | **座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況** | **目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、防火シャッターの降下が停止することを確認する。** | **座板感知部の作動の状況の確認は「(14)作動の状況」の点検の中で行い、座板が床上1,500mmの位置で座板感知部を作動させ防火シャッターが停止するかを点検する。**  **（留意事項）**  **①点検開始前に、検査する防火シャッターの周囲に人や物がないことを確認し、「検査中　立入禁止」等の表示を行うとともに、安全柵等で安全を確保すること。**  **②検査員以外が防火シャッターを作動させ検査員等がはさまれる危険を回避するために、押しボタンスイッチ等の起動スイッチに検査中であることの表示をすること。**  **③座板感知部が作動せず防火シャッターが停止しないことを想定し、挟まれ防止のため防火シャッターの降下軌跡内に留まらないこと。** | **変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は防火シャッターの降下が停止しないこと。** |

| **番号** | **(い)点検項目** | | **（ろ）点検事項** | **(は)点検方法** | **点検手法** | **(に)判定基準** |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **(14)** | **防火シャッター** | **危害防止装置** | **作動の状況** | **防火シャッターの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、シャッターカーテンの質量により運動エネルギーを確認すると ともに、座板感知部の作動により防火シャッターの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、防火シャッターが再 降下することを確認する。** | **①運動エネルギーは、防火シャッターの自重降下時の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、防火シャッターの質量と測定した閉鎖時間により算出する。検査現場における確認方法は下記の「運動エネルギーの簡易確認方法」による。**  **②一次側電源（危害防止用連動中継器の電源及び防火シャッターの電源）をOFFにして、自重降下中の防火シャッターを、座板が床上1,500mmの位置で座板感知部を作させることにより停止させ、停止距離を構成巻尺等により測定する。その後に障害物を取除いて防火シャッターの動作を確認する。**  **（運動エネルギーの簡易確認方法）**  **「防火設備定期検査業務基準　（一財）日本建築防災協会　編集・発行」P132～P133参考のこと。** | **運動エネルギーが10ジュールを超えること、座板感知部が作動してからの停止距離が5センチメートルを超えること又は防火シャッターが再降下しないこと。** |
| **(15)** | **連動機構** | **煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器** | **設置位置** | **目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。** | **目視により各感知器の設置位置、外観に異常がないことを確認する。設置位置は、必要に応じて鋼製巻尺等により壁及び天井面からの距離を測定する。** | **煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。** |
| **(16)** | **連動機構** | **感知の状況** | **(26)の項又は(27)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。** | **熱感知器には加熱試験器、煙感知器（スポット型）には加煙試験器、煙感知器（分離型）には滅光フィルター、熱煙複合式感知器には加熱試験器及び加煙試験器を使用し、作動の状況を確認する。感知器が作動すると感知器の確認灯が点滅又は点灯する。試験開始から感知器が下表に示す時間以内で作動することを確認する。遠隔試験機能付感知器の試験にはメーカーが指定する外部試験器を使用すること。**  **なお、「(26)及び（27）の項の総合的な作動の状況」で使用する感知器は、本検査項目の内容を(26)及び（27）の項で確認する。** | **適正な時間内に感知しないこと。** |
| **(16)** | **連動機構** |  |  |  | **連動用感知器を作動させた時、連動制御器で連動する防火シャッターの制御区域表示番号を確認する。または、連動制御器の連動表で防火シャッターの制御区域表示番号を確認する。** |  |
| **(17)** | **温度ヒューズ装置** | **設置の状況** | **目視により確認する。** | **温度ヒューズに油脂、埃、塗料などが付着していないか又は温度ヒューズがなく針金などで固定されていないか目視により確認する。** | **温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。** |
| **(18)** | **連動制御器** | **スイッチ類及び表示灯の状況** | **目視により確認する。** | **スイッチ類の操作及び感知器、自動閉鎖装置の作動状況を正常に表示することを確認する。**  **スイッチ類及び表示灯の確認は「煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の感知の状況」など他の点検項目を実施しながら確認すること。** | **スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。** |
| **(19)** | **結線接続の状況** | **目視又は触診により確認する。** | **連動制御器の扉を開け配線状況を目視及び触診して確認する。外部配線接続用端子部に接続してある外部配線に緩みがないことを触診して確認すること。**  **端子部に錆等が発生していないことを目視により確認する。** | **断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。** |
| **(20)** | **接地の状況** | **回路計、ドライバー等により確認する。** | **連動制御器の扉を開け接地端子に錆、配線の緩み、接触不良がないことを回路計、ドライバー等で確認する。**  **端子の緩みについては、ドライバーで確認する。また、接地端子と筐体の導通を回路計で確認する。** | **接地線が接地端子に緊結されていないこと。** |
| **(21)** | **予備電源への切り替えの状況** | **常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。** | **連動制御器の交流電源スイッチをOFF側にし、常用電源が遮断され予備電源に切り替わることを確認する。** | **自動的に予備電源に切り替わらないこと。** |
| **(22)** | **連動機構用予備電源** | **劣化及び損傷の状況** | **目視により確認する。** | **連動制御器内にある予備電源（NiCd蓄電池）の外観の状態を確認する。** | **変形、損傷又は著しい腐食があること。** |
| **番号** | **(い)点検項目** | | **（ろ）点検事項** | **(は)点検方法** | **点検手法** | **(に)判定基準** |
| **(23)** | **連動機構** | **連動機構用予備電源** | **容量の状況** | **予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。** | **使用している予備電源が製品表示銘板に記載されたしようと一致していることを確認する。**  **連動制御器の操作部にある予備電源の試験スイッチを操作し、連動制御器の回路電圧計、回路電圧灯などにより確認する。** | **容量が不足していること。** |
| **(24)** | **自動閉鎖装置** | **設置の状況** | **目視又は触診により確認する。** | **自動閉鎖装置は、開閉機近くの高い位置に設置されているため、容易に目視できるよう足場を用意する。その上で、角ケースの場合にはケース内に自動閉鎖装置があるので、ケース点検口を開けるか又は、ケース板を一部取り外すなどして、目視できる状態にする必要がある。**  **取付け状況は、自動閉鎖装置を触診によりぐらつきや固定ボルトの緩みを確認し、目視により、自動閉鎖装置を作動させた時の振動の有無、取付け下地からの浮きの有無を確認する。劣化の状況は、外観の変形や、損傷状況、腐食状況を確認する。** | **取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。** |
| **(25)** | **手動閉鎖装置** | **設置の状況** | **目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。** | **手動閉鎖装置の所在が直接目視できない又は目視しにくい状態にあるか、そのままの状態で近づいて操作できないかどうかを確認する。**  **手動閉鎖装置のケース又は扉などに変形、損傷、著しい腐食があるかを目視で確認する。**  **打ち破り窓のプレートが設置されているかを目視で確認する。**  **手動閉鎖装置は、防火シャッターを随時閉鎖させるための装置であるが、連動制御器の起動スイッチで閉鎖させることを以て、随時閉鎖するものとして運用されている場合は、手動閉鎖装置が設置されていない場合がある。** | **速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。** |

| **番号** | **(い)点検項目** | **（ろ）点検事項** | **(は)点検方法** | **点検手法** | **(に)判定基準** |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **(26)** | **総合的な作動の状況** | **防火シャッターの閉鎖の状況** | **煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火シャッター（(27)の項の点 検が行われるものを除く。）の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも1以上の防火シャッターについて、予備電源に切り替え た状態で作動の状況を確認する。** | **要是正**  **①防火シャッターが正常に閉鎖しないこと。**  **（感知器作動しないこと、連動制御器が作動しないこと、自動閉鎖装置又は手動閉鎖装置が作動しないこと、予備電源が適切に電源を供給しないことなど。）**  **②連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。**  **（感知器を設置している場合に限る）** | **防火シャッターが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。** |
| **(27)** | **防火区画（令第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。）の形成の状況** | **当該区画のうち1以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火シャッターの作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。** | **要是正**  **①防火シャッターが正常に閉鎖しないこと。**  **（感知器作動しないこと、連動制御器が作動しないこと、自動閉鎖装置又は手動閉鎖装置が作動しないことなど。）**  **②連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。**  **③防火区画が適切に形成されないこと。**  **（対象となる防火シャッターが一斉に閉鎖しないこと。）** | **防火シャッターが正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。** |

| **番号** | **(い)点検項目** | | **（ろ）点検事項** | **(は)点検方法** | **点検手法** | **(に)判定基準** |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **(1)** | **耐火クロススクリーン** | **設置場所の周囲状況** | **閉鎖の障害となる物品の放置の状況** | **目視により確認する。** | **耐火クロススクリーンの降下面内に物品が置かれていたり、配管や配線が通過していないか目視により確認する。** | **物品が放置されていることにより耐火クロススクリーンの閉鎖に支障があること。** |
| **(2)** | **駆動装置** | **ローラチェーンの劣化及び損傷の状況** | **目視、聴診又は触診により確認する。** | **ローラチェーンの腐食は目視により確認し、触診によりたるみや固着を確認する。**  **耐火クロススクリーン開閉時に異常な振動音や歯飛びを聴診により確認する。** | **腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること。** |
| **(3)** | **カーテン部** | **耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況** | **耐火クロススクリーンを閉鎖し、目視により確認する。** | **耐火クロススクリーンを閉鎖させて、耐火クロスに亀裂や破損、縫製糸の切れ・ほつれ、たるみがないか目視により確認する。**  **座板の劣化状況については、著しい腐食や座板固定ねじの欠落がないか目視により確認する。**  **耐火クロスの固着状況については、カーテンが全開の状態において、連動制御器又は感知器により作動させて、カーテンを閉鎖させるときに、目視により確認する。** | **変形、損傷又は著しい腐食があること。** |
| **(4)** | **吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況** | **目視又は触診により確認する。** | **耐火クロススクリーンは、全開もしくは半開の状態では、巻取りシャフトに巻き取られたカーテンによって遮られて吊り元を見ることができないため、全閉状態であることを確認の上、点検を実施する。**  **点検する場合は、状況に応じて、ケース板をずらすかケース板を一部外すなどをする。ケース内が暗い場合があるので、吊り元を電灯などで照らすなどして、その状況を目視や触診により確認する。**  **吊り元は、鋼製の金物で耐火クロスとシャフトを挟み込むタイプや、耐火クロスとシャフトを直接ボルトで固定するタイプなどがあるので、設置されている仕様に応じて確認する。**  **なお、点検終了後は、ケースを元の位置に戻し確実に復帰措置を行う。** | **変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。** |
| **(5)** | **耐火クロススクリーン** | **ケース** | **劣化及び損傷の状況** | **目視により確認する。** | **ケースの全面について、変形、損傷や脱落、外れ、隙間がないことを目視により確認する。また、天井がある場合には、天井点検口を開いて状況を確認する。**  **ケースは、鉄板を曲げたL形や平板の鉄板を貼り合わせる貼り形等があり、天井内にある場合と、天井がなく露出の状態にある場合とがある。ケースの点検に際しては、足場を確保し、ケースの全面が目視できるようにする。** | **ケースに外れがあること。** |
| **(6)** | **まぐさ及びガイドレール** | **劣化及び損傷の状況** | **目視により確認する。** | **まぐさは、開口部の上端にあるため、一般に足場を用意して、その近くで目視できる状況とする。**  **ガイドレールは、床から開口上端まであるので、下部を点検するときには足場は必要ないが、上端周辺を点検するときには、足場を用意する。**  **ガイドレールは、表に露出した部分のみならず、溝部分も確認する。**  **特に溝の下部には、閉鎖の支障となる障害物が溜まっている場合があるので確認する。**  **ガイドレールはステンレス製と鋼製とがあるが、鋼製については特に下部の腐食状況を確認する。**  **遮煙材の状況を確認する場合、ガイドレール、まぐさの奥側にあるため、暗くて損傷状況が分かりにくい場合があることや、遮煙材の色が濃くてその損傷状況が見えにくい場合があることから、電灯などで照らして遮煙状態を確認する。** | **まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。** |
| **(7)** | **危害防止装置** | **危害防止用連動中継器の配線の状況** | **目視により確認する。** | **危害防止用連動中継器の扉を開け、配線に劣化、損傷や脱落があるかを目視により点検する。**  **（留意事項）**  **・危害防止用連動中継器の配線の状況の点検を行う場合は、感電の恐れを回避するために電源をOFFにすること。** | **劣化、損傷又は脱落があること。** |
| **(8)** | **耐火クロススクリーン** | **危害防止装置** | **危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況** | **目視により確認する。** | **危害防止装置用予備電源が劣化や損傷していないかを点検する。** | **変形、損傷又は著しい腐食があること。** |
| **(9)** | **危害防止装置用予備電源の容量の状況** | **予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。** | **予備電源試験スイッチ等を操作して予備電源容量が不足していないかを点検する。** | **容量が不足していること。** |
| **(10)** | **座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況** | **目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、耐火クロススクリーンの降下が停止することを確認する。** | **座板感知部の作動の状況の確認は「(11)作動の状況」の点検の中で行い、座板が床上1,500mmの位置で座板感知部を作動させ耐火クロススクリーンが停止するかを点検する。**  **(留意事項)**  **・点検開始前に、点検する耐火クロススクリーンの周囲に人や物がないことを確認し、「検査中　立入禁止」等の標示を行うとともに、安全柵等で安全を確保すること。**  **・検査員以外が耐火クロススクリーンを作動させ検査員等が挟まれる危険を回避するために、押しボタンスイッチ等の起動スイッチに検査中であることの表示をすること。**  **・座板感知部が作動せず耐火クロススクリーンが停止しないことを想定し、挟まれ防止のため耐火クロススクリーンの降下軌跡内に留まらないこと。** | **変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は耐火クロススクリーンの降下が停止しないこと。** |
| **(11)** | **耐火クロススクリーン** | **危害防止装置** | **作動の状況** | **イ　巻取り式**  **耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測 定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により耐火クロススクリーンの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺 等により測定する。また、その作動を解除し、耐火クロススクリーンが再降下することを確認する。** | **運動エネルギーは、耐火クロススクリーンの自重降下時の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、耐火クロススクリーンの質量と測定した閉鎖時間により算出する。検査現場における確認方法は下記の「運動エネルギーの簡易確認方法」による。**  **巻取り式の場合、一時側電源をOFFにして、自重降下中の耐火クロススクリーンを、座板が床上1,500mmの位置で座板感知部を作動させることにより停止させ、停止距離を鋼製巻尺等により測定する。その後に、障害物を取除いて耐火クロススクリーンの動作を確認する。** | **運動エネルギーが10ジュールを超えること、座板感知部が作動してからの停止距離が5センチメートルを超えること又は耐火クロススクリーンが再降下しないこと。** |
| **ロ　バランス式**  **耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。** | **運動エネルギーは、耐火クロススクリーンの自重降下時の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、耐火クロススクリーンの質量と測定した閉鎖時間により算出する。検査現場における確認方法は下記の「運動エネルギーの簡易確認方法」による。**  **バランス式の場合、プッシュプルゲージを用いて、床上300mmからの耐火**  **クロススクリーン閉鎖時の閉鎖力を測定する。** | **運動エネルギーが10ジュールを超えること又は閉鎖力が150ニュートンを超えること。** |
| **(12)** | **連動機構** | **煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器** | **設置位置** | **目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。** | **目視により各感知器の設置位置、外観に異常がないことを確認する。設置位置は、必要に応じて鋼製巻尺等により壁及び天井面からの距離を測定する。** | **煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。** |
| **(13)** | **連動機構** | **煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器** | **感知の状況** | **(22)の項又は(23)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。** | **熱感知器には加熱試験器、煙感知器（スポット型）には加煙試験器、煙感知器（分離型）には滅光フィルター、熱煙複合式感知器には加熱試験器及び加煙試験器を使用し、作動の状況を確認する。感知器が作動すると感知器の確認灯が点滅又は点灯する。試験開始から感知器が「防火設備定期検査業務基準　（一財）日本建築防災協会　編集・発行」P188の表3-(13)-1に示す時間以内で作動することを確認する。遠隔試験機能付感知器の試験にはメーカーが指定する外部試験器を使用すること。**  **なお、「(22)及び(23）の項の総合的な作動の状況」で使用する感知器は、本検査項目の内容を(22)及び（23）の項で確認する。**  **連動用感知器を作動させた時、連動制御器で連動する耐火スクリーンの制御区域表示番号を確認する。または、連動制御器の連動表で耐火スクリーンの制御区域表示番号を確認する。** | **適正な時間内に感知しないこと。** |
| **(14)** | **連動制御器** | **スイッチ類及び表示灯の状況** | **目視により確認する。** | **スイッチ類の操作及び感知器、自動閉鎖装置の作動状況を正常に表示することを確認する。**  **スイッチ類及び表示灯の確認は「(13)煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の感知の状況」など他の点検項目を実施しながら確認すること。** | **スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。** |
| **(15)** | **結線接続の状況** | **目視又は触診により確認する。** | **連動制御器の扉を開け配線状況を目視及び触診して確認する。外部配線接続用端子部に接続してある外部配線に緩みがないことを触診して確認すること。**  **端子部に錆等が発生していないことを目視により確認する。** | **断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。** |
| **(16)** | **連動機構** | **連動制御器** | **接地の状況** | **回路計、ドライバー等により確認する。** | **連動制御器の扉を開け接地端子に錆、配線の緩み、接触不良がないことを回路計、ドライバー等で確認する。**  **端子の緩みについては、ドライバーで確認する。また、接地端子と筐体の導通を回路計で確認する。** | **接地線が接地端子に緊結されていないこと。** |
| **(17)** | **予備電源への切り替えの状況** | **常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。** | **連動制御器の交流電源スイッチをOFF側にし、常用電源が遮断され予備電源に切り替わることを確認する。** | **自動的に予備電源に切り替わらないこと。** |
| **(18)** | **連動機構用予備電源** | **劣化及び損傷の状況** | **目視により確認する。** | **連動制御器内にある予備電源（NiCd蓄電池）の外観の状態を確認する。** | **変形、損傷又は著しい腐食があること。** |
| **(19)** | **容量の状況** | **予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。** | **使用している予備電源が製品表示銘板に記載された仕様と一致していることを確認する。**  **連動制御器の操作部にある予備電源の試験スイッチを操作し、連動制御器の回路電圧計、回路電圧灯などにより確認する。** | **容量が不足していること。** |
| **(20)** | **自動閉鎖装置** | **設置の状況** | **目視又は触診により確認する。** | **自動閉鎖装置は、開閉機近くの高い位置に設置されているため、容易に見る**  **ことができるように足場を用意する。その上で、ケースはケース板を一部取り外して、目視できる状態にする必要がある。**  **取付け状況は、自動閉鎖装置を触診により、ぐらつきや固定ボルトの緩みを確認し、目視により、自動閉鎖装置を作動させた時の振動の有無、取付け下地からの浮きの有無を確認する。劣化の状況は、外観の変形や、損傷状況、腐食状況を確認する。** | **取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。** |
| **(21)** | **手動閉鎖装置** | **設置の状況** | **目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。** | **手動装置の所在が直接目視できない又は目視しにくい状態にあるか、そのままの状態で近づいて操作できないかどうかを確認する。**  **手動閉鎖装置のケース又は扉などに変形、損傷、著しい腐食があるかを目視で確認する。**  **打ち破り窓のプレートが設置されているかを目視で確認する。** | **速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。** |
| **(22)** | **総合的な作動の状況** | | **耐火クロススクリーンの閉鎖の状況** | **煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させ、全ての耐火クロススクリーン（(23)の項の点検が行われるものを除く。）の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも1以上の耐火クロススクリーンについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。** | **要是正**  **①耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しないこと**  **（感知器作動しないこと、連動制御器が作動しないこと、自動閉鎖装置又は手動閉鎖装置が作動しないこと、予備電源が適切に電源を供給しないことなど。）**  **②連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと** | **耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。** |
| **(23)** | **防火区画（令第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。）の形成の状況** | **当該区画のうち1以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の耐火クロススクリーンの作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。** | **要是正**  **①耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しないこと**  **（感知器作動しないこと、連動制御器が作動しないこと、自動閉鎖装置又は手動閉鎖装置が作動しないこと、予備電源が適切に電源を供給しないことなど。）**  **②連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと**  **③防火区画が適切に形成されないこと。**  **（対象となる耐火クロススクリーンが一斉に閉鎖しないこと。）** | **耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が正常に点灯しないこと又は音響装置が鳴動しないこと及び防火区画が適切に形成されないこと。** |

| **番号** | **(い)点検項目** | | | **（ろ）点検事項** | **(は)点検方法** | **点検手法** | **(に)判定基準** | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **(1)** | **ドレンチャー等** | | **設置場所の周囲状況** | **作動の障害となる物品の放置の状況** | **目視により確認する。** | **水幕による区画形成部の床面、壁面、空間などに、水幕形成の妨げとなるもの、排水の妨げとなるものが設けられていたり、置かれていたりしていないか、目視により確認する。** | **物品が放置されていることによりドレンチャー等の作動に支障があること。** | |
| **(2)** | **散水ヘッド** | **散水ヘッドの設置の状況** | **目視により確認する。** | **本設備は散水ヘッドが設置され、手動作動装置(操作部)が付近に設置されているのみで、明確な水幕形成部の位置が分かりにくいため、設計図書などによって予め設置位置を把握しておく。**  **また、増改築等による変更等で水幕を形成する区画の設定に誤りがないか等について、図面等と照合しながら目視により確認するとともに、目視により、設置状況が正常であるか、部品の脱落、異物の付着などが無いかを確認する。** | **水幕を正常に形成できない位置に設置されていること又は塗装若しくは異物の付着等があること。** | |
| **(3)** | **開閉弁** | **開閉弁の状況** | **目視により確認する。** | **開閉弁について漏れ、変形、損傷、著しい腐食等及び弁の開閉位置について、目視により確認する。**  **弁本体及び付属装置、放水試験装置（放水試験弁）、一次側止水弁及び二次側止水弁等、手動操作する弁類の操作が容易か否かについては、目視及び開閉操作することにより確認する。（構成機器は設備や製品ごとに異なるが、常に全ての構成弁類について点検する）**  **(留意事項)**  **・起動用配管の構成は設備ごとに異なる可能性がある。各弁類の開閉操作を行う際には、それぞれの機能と開閉操作によって引き起こされる状況を把握し、予期しない連動や弁の開放等が起きないよう、水幕設備の管理者と十分協議の上点検を実施する。**  **・特に開閉弁本体を起動する弁類の操作を行う際は、現地に放水することが無いよう点検前に他の弁類の開閉位置を確認する。**  **・手動起動弁による開閉弁の起動も、本点検の中で確認しておく（緊急時のみの手動操作）。** | **変形、損傷又は著しい腐食があること。** | |
| **(3)** | **ドレンチャー等** | |  |  |  | **・遠隔起動により開閉する方式で、配線接続がある場合は以下の項目も確認する。**  **①遠隔起動弁や圧力スイッチに、接続された配線の端子部の緩みや脱落がある。**  **②配線に損傷があり、芯線が露出している、配線が断線している。** |  | |
| **(4)** | **排水設備** | **排水の状況** | **次に掲げる方法のいずれかによる。**  **イ　放水区域に放水することができる場合にあっては、放水し、排水の状況を目視により確認する。**  **ロ　放水区域に放水することができない場合にあっては、放水せず、排水口のつまり等を目視により確認する。** | **実際に排水状況を確認できる場合は、設備を起動させて実際に排水し、目視により確認する。**  **実際に排水させることができない場合は、状況を目視により確認する。** | **排水が正常に行われないこと。** | |
| **(5)** | **水源** | **貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況** | **目視により確認する。** | **貯水槽の状況及び水質については、懐中電灯などを用いて目視により確認する。水量については、以下の要領で確認する。**  **① 水位計の機能を確認後、水位計によって目視により確認する。**  **・マンホールのふた等を開けて検尺により水位を測定し、水位計内部の水を排水して現在の水位計を確認する。**  **②水位計のないものは、マンホールのふた等を開けて検尺して確認する。**  **(留意事項)**  **・水位計については変形、損傷、著しい腐食等が考えられるため、事前に以下の事項について確認すること。**  **①水位を測定するための弁類の操作が容易にできるか。**  **②ガラス管の内面・外面に汚損はないか。**  **③水位計内にある残留水は容易に排水できるか。** | **変形、損傷若しくは著しい腐食があること、水質に著しい腐敗、浮遊物、沈殿物等があること又は規定の水量が確保されていないこと。** | |
| **番号** | | **(い)点検項目** | | **（ろ）点検事項** | **(は)点検方法** | **点検手法** | **(に)判定基準** |
| **(6)** | | **ドレンチャー等** | **水源** | **給水装置の状況** | **目視により確認する。** | **・水位電極を用いるものは、電極回路の配線を外すなどで減水状態にして給水が開始されることを確認する。さらに、電極回路の配線を接続することで給水が停止することを確認する。**  **・ボールタップを用いるものは、ボールを押し下げて水中に没すること等により減衰状態にして給水が開始されることを確認する。さらに、ボールを元に戻すことにより給水が停止することを確認する** | **変形、損傷又は著しい腐食があること。** | |
| **(7)** | | **加圧送水装置** | **ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況** | **目視又は作動の状況により確認する。** | **周囲の状況、外観、表示、変形、損傷、脱落等及び開閉位置などについては目視により確認する。操作によって確認するものは、手で操作して確認する。**  **なお、ポンプ起動等のスイッチを操作して点検する際には、事前に関係者に連絡し、弁類の開閉位置を確認する等の準備も怠らないこと。** | **スイッチ類に破損があること、表示灯が点灯しないこと又はスイッチ類が機能しないこと。** | |
| **(8)** | | **結線接続の状況** | **目視又は触診により確認する。** | **目視又は手で触って配線の状況を確認し、端子の緩みについてはドライバー等による触診で確認する。** | **断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。** | |
| **(9)** | | **接地の状況** | **回路計、ドライバー等により確認する。** | **回路計などにより確認し、端子の緩み等についてはドライバー等により確認する。** | **接地線が接地端子に緊結されていないこと。** | |
| **(10)** | | **ドレンチャー等** | **加圧送水装置** | **ポンプ及び電動機の状況** | **目視又は触診により確認する。** | **目視にて、ポンプの外観、回転軸、軸受部及びグランド部について、電動機の外観、回転軸、軸受部及び軸継手の各項目について確認する。**  **ポンプは点検途中で突然起動することもあるため、点検時は防火管理者に確認の後、制御盤の電源を切って作業を進める。点検終了後は必ず電源を復旧させる。**  **（留意事項）**  **ポンプは回転機器であり、設定・調整が狂うと静粛な回転ができない。また、腐食が進んでいる場合も機能を発揮できないので以下の点にも注意して確認する。**  **・ポンプや配管等に変形や損傷がある、または著しい腐食がある。**  **・ポンプ吐出側の弁類に腐食があり、ボルト・ナット等を緩める等の作業がしにくい。**  **・耐震措置としての可とう管に腐食がある、固定されていない、軸心がずれている。**  **・配線に損傷があり、芯線が露出している、配線が断線している。** | **回転が円滑でないこと、潤滑油等が必要量ないこと、装置若しくは配管への接続に緩みがあること又は基礎への取付けが堅固でないこと。** | |
| **(11)** | | **加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況** | **常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。** | **ポンプを起動させるための予備電源に関する試験は、電気設備の関係者の立会いの下に実施し、加圧送水装置を起動し、性能試験配管を使用した定格負荷運転状態として、常用電源から予備電源への切り替えを行う。**  **その試験結果は、予備電源の試験結果として報告されるため、その結果を以て試験結果とする。** | **自動的に予備電源に切り替わらないこと。** | |
| **(12)** | | **加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況** | **目視により確認する。** | **外観、周囲状況などについて、現地を目視等により確認する。**  **（留意事項）**  **点検時点において、加圧送水装置を起動する予備電源を起動させて試験を実施できない場合は、直近の試験結果、設計図書、銘板等と照合しながら目視により確認する。** | **変形、損傷又は著しい腐食があること。** | |
| **(13)** | | **ドレンチャー等** | **加圧送水装置** | **加圧送水装置用予備電源の容量の状況** | **予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。** | **加圧送水装置（ポンプ）を起動するための予備電源については、(11)の項の切り替え試験において、その容量が適正で適正な運転ができるかを確認する。**  **（留意事項）**  **点検時点において、加圧送水装置を起動する予備電源を起動させて試験を実施できない場合は、直近の試験結果、設計図書、銘板等と照合しながら目視により確認する。** | **容量が不足していること。** | |
| **(14)** | | **圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況** | **目視又は作動の状況により確認する。** | **圧力計**  **・変形、損傷、漏水、著しい腐食が無いか等については目視により確認する。**  **・圧力計及び連成計の指示値については、取付け配管のコック等を閉止し、圧力計及び連成計を取り外す等で圧力を除去した時にゼロ点を示し、圧力を加えた時に適正な指示値を示すか確認する。**  **呼水槽**  **・変形、損傷、腐食、規定水量、開閉位置等については目視により確認する。**  **・弁類の開閉操作は手で操作することにより確認する。**  **・自動給水装置については、以下の要領で点検する。**  **①排水弁を開放した場合、水位の低下に伴って自動的に給水を開始すること。**  **②排水弁を閉止した場合、水位の回復に伴って自動的に給水が停止すること。**  **③給水量が十分であること。**  **・減水警報装置については、以下の要領で点検する。**  **①自動給水装置を閉止し、排水弁を開放した場合、概ね1/2の水量に減水するまでに減水警報を発すること。** | **変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は正常に作動しないこと。** | |
| **(14)** | |  |  |  |  | **②自動給水装置を開放し、排水弁を閉止した場合、水位の回復に伴って減水警報が復旧すること（復旧は警報復旧スイッチの操作で確認する）。**  **・フート弁については、以下の要領で点検する。**  **①フート弁を開閉して、フート弁の逆止効果があることを確認する。**  **②ポンプの呼水漏斗のコックを開放し、連続的に溢水があることを確認する。**  **起動用圧力スイッチ**  **・変形、損傷、腐食等については目視により確認する。**  **・端子の緩みについては目視及びドライバー等で確認する。圧力計の指示値を目視で確認した際、漏水や漏気が懸念される場合は、接続する弁類を閉止して漏れ箇所を見つける。**  **・作動圧力値の確認等、機能確認する場合には、関係者への連絡と各弁類の開閉位置の事前確認を必ず行うこと。** |  | |
| **(15)** | | **連動機構** | **煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器（火災感知用ヘッド等の感知装置を含む。）** | **設置位置** | **目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。** | **・感知器：目視により感知障害の有無、設置環境、変形や損傷、著しい腐食等について確認する。**  **・火災感知用ヘッド：目視により、感知障害の有無、漏れの有無、変形や損傷、著しい腐食等について確認する。**  **・設置位置は、必要に応じて鋼製巻尺等により壁及び天井面からの距離を測定する。** | **煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。** | |
| **(16)** | | **感知の状況** | **(25)の項又は(26)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで** | **感知器：加煙試験器、加熱試験器等により全数確認する。**  **熱感知器には加熱試験器、煙感知器（スポット型）には加煙試験器、煙感知器（分離型）には滅光フィルター、熱煙複合式感知器には加熱試験器及び加煙試験器を使用し、作動の状況を確** | **適正な時間内に感知しないこと。** | |
| **(16)** | | **連動機構** |  |  | **足りる。** | **認する。感知器が作動すると感知器の確認灯が点滅又は点灯する。試験開始から感知器が「防火設備定期検査業務基準　（一財）日本建築防災協会　編集・発行」P244の表4-(16)-1に示す時間以内で作動することを確認する。遠隔試験機能付感知器の試験にはメーカーが指定する外部試験器を使用すること。**  **火炎感知用ヘッド：火炎感知ヘッドの作動確認等の点検は実施しない（手動作動装置の項目参照）。**  **（留意事項）**  **感知器の作動試験においては、開閉弁が連動して開放するので、現地に放水することが無いよう、事前に付属弁類の開閉状態を十分に確認するか、連動を遮断する等の措置を行うこと。**  **感知器の作動試験を行う際には、非常放送設備や中央監視盤など他設備への連動に注意し、必要に応じて制御盤で連動を遮断する等の措置を行うこと。**  **火災感知ヘッド（閉鎖型スプリンクラーヘッドを使用）の作動試験は、都度、ヘッドの交換工事が必要であり、ヘッド個数分だけ交換／復旧作業を伴うことから実施しない。これは消防用設備等におけるスプリンクラー設備の点検方法に準じている。** |  | |
| **(17)** | | **制御器** | **スイッチ類及び表示灯の状況** | **目視により確認する。** | **制御盤ごとの機能によるので、取扱説明書を確認しながら表示、スイッチ、継電器類、ヒューズ等が適正かを確認する。操作に際しては、他設備との連動の有無、連動の良否等について防火管理者と十分打ち合わせた上で作業を行う。各種信号の授受に関しては点検を進めていく中で確認し、確認できない項目については単独で信号を発生させて確認する。** | **スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。** | |
| **(18)** | | **連動機構** | **制御器** | **結線接続の状況** | **目視又は触診により確認する。** | **配線に損傷や切断がないことを目視及び手で触って確認し、接続端子には緩みや脱落等がないことをドライバー等によって確認する。** | **断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。** | |
| **(19)** | | **接地の状況** | **回路計、ドライバー等により確認する。** | **接地端子に錆、配線の緩み、接触不良がないことを回路計、ドライバー等で確認する。端子の緩みについては、ドライバーで確認する。また、接地端子と筐体の導通を回路計で確認する。** | **接地線が接地端子に緊結されていないこと。** | |
| **(20)** | | **予備電源への切り替えの状況** | **常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。** | **常用電源を遮断し、又は制御盤のスイッチ操作で常用電源を遮断することができる場合はその操作により、予備電源へ切り替える。**  **切り替えた後に、電圧計又は電源監視用の表示灯などで容量が適正であるか確認する。** | **自動的に予備電源に切り替わらないこと。** | |
| **(21)** | | **連動機構用予備電源** | **劣化及び損傷の状況** | **目視により確認する。** | **制御盤内の予備電源に変形や変色、発熱等がないか、本体やカバーに損傷等がないか、配線に損傷や芯線の露出等がないかを目視にて確認する。** | **変形、損傷又は著しい腐食があること。** | |
| **(22)** | | **容量の状況** | **予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。** | **制御盤の切り替えスイッチを操作して予備電源に切り替え、制御盤の機能に支障がないかを目視にて確認する。** | **容量が不足していること。** | |
| **(23)** | | **自動作動装置** | **設置の状況** | **目視又は触診により確認する。** | **目視又は触診にて、点検上の障害となるものがないこと、変形や損傷等、機能に支障となることがないこと、結線接続に断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないことを確認する。** | **取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。** | |
| **(24)** | | **手動作動装置** | **設置の状況** | **目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。** | **設計図書などを参考に適正に取り付けられているかを確認する。** | **速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。** | |
| **(25)** | | **総合的な作動の状況** | | **ドレンチャー等の作動の状況** | **次のいずれかの方法により全てのドレンチャー等（(26)の項の点検が行われるものを除く。）の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも1以上のドレンチャー等について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。**  **イ　放水区域に放水することができる場合にあっては、煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させて行う方法**  **ロ　放水区域に放水することができない場合にあっては、放水試験による方法** | **（留意事項）**  **・本点検では、開閉弁を連動させて開放するとともに、加圧送水装置（ポンプ）の起動を確認する。**  **・現地放水する場合は、周囲の養生、排水設備の確認など事前に十分準備すること。**  **・現地での放水ができない場合には、開閉弁の二次側配管を試験配管に切り替えて放水試験を行うこと。**  **・本点検を行う際には、非常放送設備や中央監視盤など他設備への連動に注意し、必要に応じて制御盤で連動遮断する等の措置を行うこと。**  **・火災感知用ヘッドの作動については、手動起動弁の操作による起動方法で代用するものとし、実施しない。手動作動装置の項参照のこと。** | **ドレンチャー等が正常に作動しないこと又は制御盤の表示灯が点灯しないこと。** | |
| **(26)** | | **防火区画（令第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。）の形成の状況** | **当該区画のうち1以上を対象として、(25)の項(は)欄イ又はロに掲げる方法により複数のドレンチャー等の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。** | **（留意事項）**  **・竪穴区画を有しない建築物の場合は、（26）の項の点検を行う必要はない。また、単体で作動する防火設備により竪穴区画が形成される部分については、（25）の項の点検によって適合性が確認されているため、（26)の項の点検を行う必要はない。**  **・複数の竪穴区画を有する建築物の場合は、（26）の項の点検対象となる竪穴区画の決定にあたり、長期的には全ての竪穴区画が点検対象となるように、前回の点検対象とは異なる竪穴区画を選定できるように配慮すること。**  **・（26)の項の点検対象となるドレンチャー等については、重複して（25)の項の点検を行う必要はない。**  **・点検対象となる一の感知器について、当該感知器からの水平距離が10ｍ以内である防火設備が一斉に作動することを確認すること。**  **・本試験を実施する際は、感知器の作動により** | **ドレンチャー等が正常に作動しないこと、制御盤の表示灯が点灯しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。** | |
| **(26)** | |  | |  |  | **選択され起動する開閉弁を予め確認し、誤放水等がないよう、当該区画以外の開閉弁二次側の止水弁を閉止しておくこと。なお、試験の方法、確認する項目などは（25）の項の場合と同様である。**  **・制御盤の予備電源、及び加圧送水装置を起動する予備電源に切り替えた状態で試験を行う。なお、加圧送水装置を起動する予備電源によって試験を実施できない場合は、当該予備電源の直近の試験結果によることとし、常用の電源のまま試験を行う。**  **・火災感知用ヘッドの作動については、手動起動弁の操作による起動方法で代用するものとし、実施しない。手動差動装置の項参照のこと。** |  | |